

法 学 号 外
平成 30 年 3 月 13 日

各私立学校設置者 }
各私立学校長 } 様
(高・専)

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

平成 30 年度台湾定期チャーター便利用に係る修学旅行事前視察調査助成
金交付要領の制定について

このことについて、岩手県空港利用促進協議会から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 半田

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

岩空協第 151 号
平成 30 年 3 月 9 日

岩手県総務部法務学事課総括課長 様

岩手県空港利用促進協議会
会 長 谷 村 邦 久

平成 30 年度台湾定期チャーター便利用に係る修学旅行事前視察調査助成金交付要領の
の制定について（お知らせ）

早春の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

いわて花巻空港の利用促進に係る取組みにつきましては、平素からご理解、ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、当協議会では、現在台湾との国際定期便の実現に向けて官民一丸となって取り組みを進めているところであり、平成 30 年度の台湾定期チャーター便が運航される運びとなりました。

ついでには、当該チャーター便の利用拡大を図るとともに、県内の台湾への修学旅行を促進するため、標記助成金交付要領を制定しましたので、本助成金制度の県内私立高校等への周知につきご協力をお願いいたします。

記

【添付資料】

平成 30 年度台湾定期チャーター便利用に係る修学旅行事前視察調査助成金交付要領



担当：協議会事務局（県空港課※）
阿部
TEL 019-624-6330
FAX 019-629-9130
Email : keita-abe@pref.iwate.jp
※ 4 月から事務局が県政策地域部交通政策室に変わります。（TEL・E-mail は変わりません。）

平成 30 年度台湾定期チャーター便利用に係る修学旅行事前視察調査助成金交付要領

(目的)

第 1 岩手県空港利用促進協議会（以下「協議会」という。）が、いわて花巻空港発着の平成 30 年度台湾定期チャーター便（以下「台湾定期チャーター便」という。）の利用促進に係る取り組みの一環として、岩手県内の高等学校、専修学校の教職員等が修学旅行の企画・検討のために実施する現地視察、調査等に要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付することを目的とする。

(助成対象者)

第 2 岩手県内の高等学校及び専修学校を対象とする。

(助成対象事業)

第 3 助成対象者の修学旅行を担当する教職員等が、台湾への修学旅行の企画・検討のために実施する現地視察、調査等を対象事業とする。

(助成金の交付要件)

第 4 助成金の交付要件は次のとおりとする。

- (1) 平成 30 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日にかけて運航される台湾定期チャーター便を往復利用すること。
- (2) 助成対象者の台湾への修学旅行の企画・検討に資する現地視察、調査等を実施すること。

(助成金の交付対象経費)

第 5 助成対象経費は、台湾への渡航費、宿泊費、交流会費、交通費など現地視察、調査等に要する経費で協議会が認めるものとする。但し、他の補助金や助成金の対象となっている経費及び公費が支出される場合の渡航費等については対象外とする。

(助成額)

第 6 助成額は、対象経費の 2 分の 1 以内とし、参加者 1 人あたり 50,000 円を上限とする。
なお、1 校あたり最大 2 名分まで助成対象とする。

(助成の申請)

第 7 助成を申請しようとする助成対象者は、交付申請書（様式第 1 号）を協議会会長あて提出するものとする。

(助成の承認)

第 8 協議会会長は、第 7 に基づく申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、助成することが適当と認められたときは、交付決定通知書（様式第 2 号）により当該助成対象者に通知するものとする。

(助成の取りやめ)

第 9 協議会会長は、以下に該当する場合は、交付決定後であっても、助成を取りやめる場合がある。

- (1) 旅行主催者の事情による事業の中止
- (2) 天災地変等による事業の中止
- (3) 助成対象者から申し出があった場合

(助成金の請求)

第 10 第 8 に基づく通知を受けた助成対象者は、事業の実施終了後に、助成金請求書（様式第 3 号）に必要な書類を添付し、協議会会長あて提出するものとする。

2 協議会会長は、助成金を支払うことが適当と認めたときは、申請者が指定する口座に助成金を振り込むものとする。

(助成金の交付決定の取消し等)

第 11 協議会会長は、申請者が不正に助成金の交付を受けたことが判明した場合は、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合、申請者は、当該取り消しに係る助成金に相当する金額を速やかに返還しなければならない。

(立入検査等)

第 12 会長は、予算の執行の適正を期するため、助成事業者に対して、必要な報告を求め、又は協議会職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(書類の整備等)

第 13 助成事業者は、助成事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該助成事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(その他)

第 14 この要領の実施に当たり必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則 この要領は、平成 30 年 3 月 9 日から施行する。

岩手県空港利用促進協議会
 会長 谷村 邦久 様

所在地
 団体名
 代表者名 印

平成30年度台湾定期チャーター便利用に係る修学旅行事前視察調査助成金交付申請書

次のとおり、台湾定期チャーター便を利用した修学旅行に係る事前視察・調査を計画しており、岩手県空港利用促進協議会の助成を得たいので、平成30年度台湾定期チャーター便利用に係る修学旅行事前視察調査助成金交付要領第7に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 助成対象事業の計画

- (1) 助成対象事業の概要
- (2) 行程表 (別添のとおり)
- (3) 視察参加予定者の職氏名 (最大2名まで)
- (4) 助成対象事業の収支予算

収入 (単位:円)

項目	金額	内容
助成金		
自己負担		
合計		

支出 (単位:円)

項目	金額	内容
渡航費		
現地交通費		
その他		
合計		

2 助成申請額

円

ご担当者: _____
 電話: _____

様

岩手県空港利用促進協議会
会 長 谷 村 邦 久

平成30年度台湾定期チャーター便利用に係る修学旅行事前視察調査助成金交付決定通知書

平成30年 月 日付で申請のありました平成30年度台湾定期チャーター便利用に係る修学旅行事前視察調査助成金につきましては、これを承認することとしましたので、同助成金交付要領第8に基づき通知します。

記

助成額 _____ 円

助成対象経費の2分の1以内の額とする。

但し、参加者1人あたり50,000円を上限とする。(最大2名分まで)

年 月 日

岩手県空港利用促進協議会
会長 谷村邦久 様

所在地
団体名
代表者名

印

平成30年度台湾定期チャーター便利用に係る修学旅行事前視察調査助成金請求書

平成30年 月 日付け岩空協第 号で承認を受けた平成30年度台湾定期チャーター便利用に係る修学旅行事前視察調査助成金について、同助成金交付要領第10に基づき、下記のとおり助成金の支払いを請求します。

記

1 助成金請求額
金

円

2 振込先

- (1) 銀行名等 銀行 本・支店
(2) 口座番号等 普通・当座 No.
(3) 口座名義人

【添付資料】

- ① 事前視察調査の内容、実績が確認できる書類（実績報告書、写真、その他関連資料）
② 最終参加者名簿